

学校のけが等で医療機関を受診する際は…

**医療費受給資格者証は使えません。
一旦、医療費をお支払いください。**



学校で加入している「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」

(以下「スポーツ保険」) をご利用ください。

この保険は、学校の管理下で児童生徒が負傷等した場合、その治療費や見舞金の給付を保護者のかたに対して行うものです。授業中だけでなく、部活動や登下校等も含まれますので、詳しくは学校にお問い合わせください。



学校のけが等で、
医療機関を受診



医療機関窓口にて学校でのけがであることを伝える。
医療費受給資格者証は使わず、医療費を支払うことを確認。



治療が完了するまでに医療機関・調剤薬局等の窓口で支払った金額の合計が1,500円以上(保険診療総額5,000円以上)かどうか確認。

窓口負担
1,500円以上

スポーツ保険の申請対象です。
学校を通じて、スポーツ保険の申請手続きを行ってください。

※スポーツ保険の給付基準に該当しない場合、不支給となることがあります。
その場合は、子ども・ひとり親家庭等・心身障がい者等のうち該当する医療費として坂出市けんこう課へ申請ください。



スポーツ保険の申請対象外です。

子ども・ひとり親家庭等・心身障がい者等のうち該当する医療費として坂出市けんこう課へ申請ください。



窓口負担
1,500円未満

スポーツ保険への申請を優先する主な理由

1. 医療費の自己負担額(保険診療分の3割)に、療養に伴って要する費用として1割が加算され、4割給付されます。
2. けが等の初診から最長10年間、医療費の支給が行われるため、医療費助成の資格がなくなった場合でも、同一のケガによる治療が継続している場合は給付対象となります。

医療費助成に関すること(医療費を立替払いした後の申請について等)は、下記までお問い合わせください。